

(平成25年4月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月から平成 5 年 3 月まで
② 平成 6 年 4 月から 7 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 62 年*月頃、自宅に国民年金への加入を勧めるハガキが送付されてきたので、市役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金加入当初は、国民年金保険料を市役所で納付書により納付し、その後は、信用金庫の私の口座から引き落としとしていたが、コンビニエンスストアで納付したこともあった。その納付していた保険料額は、当初 1 万 3,000 円から 1 万 4,000 円ぐらいであったこと、また、毎年 1,000 円から 2,000 円程度保険料額が上がっていったことを憶えている。

平成 5 年 9 月頃については、入院していたので、その前後の期間の国民年金保険料は、私の母親が納付してくれた。

申立期間①及び②の国民保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、i) 申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、前納している期間もあること、ii) 申立期間②の直前の平成 5 年度の保険料は、平成 7 年 5 月に過年度納付している上、申立期間②直後の同年 4 月からの保険料は現年度で納付済みとなっていることがオンライン記録で確認できることから、保険料の納付意識が高いものと認められ、オンライン記録によると、同年 6 月に申立期間②分と推認される過年度納付書が作成されていることが確認できることから、12 か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立人は、昭和 62 年*月頃に市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 4 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の主張する加入手続時期と一致せず、その時点において、申立期間①の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 4 月から 7 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 48 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 48 年 7 月まで

私は、20 歳になった昭和 47 年*月に、当時居住していた村の地域の区長から勧められ、区長が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、1 か月当たり 900 円ぐらいを区長に納付していたが、毎月だったか、まとめて納付したかについては、記憶がない。

申立期間の国民年金保険料が、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年*月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、48 年 4 月に行われたものと推認でき、その時点において、申立期間は過年度納付及び現年度納付により、保険料を納付することができる期間である。

また、申立期間は、17 か月と比較的短期間であり、申立期間後に国民年金保険料の未納期間はないことから、申立人は保険料の納付意欲が高く、加入手続を行った直後の期間を含む当該期間の保険料を納付しなかったとするのは、不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月11日は20万円、同年12月17日は26万円、16年7月14日は18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年7月14日

申立期間について、A社に勤務していた時の賞与に係る記録が無い。支給された3回の賞与のうち、2回については賞与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、残りの1回については、保険料が控除された金額が振り込まれていることが通帳から確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間①及び②に係る賞与明細書には、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

また、申立人の所持する預金通帳の記録から、申立人は、申立期間③において賞与の支払を受けていたことが確認でき、当該振込額は、申立人の主張する当該期間の賞与額から社会保険料控除額等を除いた金額とほぼ一致する。

さらに、同僚の所持する賞与明細書から、当該同僚は申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は 20 万円、申立期間②は 26 万円、申立人が所持する預金通帳の賞与振込額から推認できる保険料控除額から、申立期間③は 18 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができないが、複数の同僚が申立期間において、賞与の支給を受け、その賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月21日から同年9月1日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが判明した。申立期間は、同社が関連会社のB社を立ち上げたため、私が同社に移籍した頃である。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役及び同社からB社へ一緒に異動した複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和42年9月1日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年6月の申立人のA社における社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、厚生年金保険の記録における申立人のA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日の昭和42年7月21日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え

難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 8330

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月21日から同年9月1日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが判明した。申立期間は、同社が関連会社のB社を立ち上げたため、私が同社に移籍した頃である。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役及び同社からB社へ一緒に異動した複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和42年9月1日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年6月の申立人のA社における社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、厚生年金保険の記録における申立人のA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日の昭和42年7月21日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え

難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで
年金事務所から、申立期間が被保険者期間となっていない旨の連絡があった。しかし、私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が昭和36年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていること、及びB社の回答から、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主

が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年2月25日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が遡って引き下げられていると年金事務所から聞いたが、当時、会社からそのような説明を受けたことは無い。
調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、申立人の資格喪失日（平成9年2月25日）より後の同年2月28日付けで、8年6月の随時改定及び同年10月の定時決定の記録を取り消した上で、遡って19万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、複数の同僚が、「当時、A社は資金繰りが厳しく、給与の遅配があった。」と供述していることから、同社が厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがわれる。

さらに、商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるものの、複数の同僚が、「申立人は、B職をしており、社会保険関係の業務は行っていなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月21日から同年9月1日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが判明した。申立期間は、同社が関連会社のB社を立ち上げたため、私が同社に移籍した頃である。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役及び同社からB社へ一緒に異動した複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和42年9月1日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年6月の申立人のA社における社会保険事務所（当時）の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、厚生年金保険の記録における申立人のA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日の昭和42年7月21日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え

難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年3月まで

私が20歳になった昭和44年*月頃、私の母親が、市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が47年4月に他市へ転居するまで、私の国民年金保険料を、自身の保険料と一緒に、自宅に集金に来ていた町内の人に毎月納付していた。

私は、一緒に納付してくれていた母親は、申立期間の国民年金保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続き及び当該期間の保険料納付をしていたとするその母親は既に他界しており証言を得られないことから、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人が20歳となった昭和44年*月頃に、母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、48年1月に行われたものと推認され、同加入手続き時点においては、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、前述のとおり申立人の加入手続きが行われたと推認される昭和48年1月の時点においては、申立期間の一部は国民年金保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付したこ

とは無かったと述べている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 7038

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から50年2月まで

私は、昭和48年1月頃に、夫に勧められて、国民年金の加入手続を当時居住していた市の市役所で行った。私は、現在茶色の国民年金手帳とオレンジ色の年金手帳の2冊を所持しているが、申立期間当時の国民年金手帳の記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料については、私が、家に来ていた女性の集金人に納付していたが、納付頻度及び保険料の月額はおぼえていない。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月頃に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、50年3月4日であることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致していない。

また、オンライン記録及び申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金の任意加入被保険者資格取得日は、昭和50年3月13日であることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であるため、加入手続時点において、遡って、国民年金の被保険者資格を取得すること及び国民年金保険料を納付することはできない上、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されている形跡は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は20歳になった平成7年当時、学生だったため、親元を離れ、単身生活をしていました。当時、実家に居住していた母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたが、どこで行ったかは不明である。

国民年金保険料については、私が、親元を離れ生活していた時に、母親から、電話や私の居住先に来た時などに、申請免除の手続を毎年行っているというような話を聞いたことがある。姉の学生時代の申請免除の手続も母親が行ったと思うが、それは滞りなく行われていることから、私の学生時代の最後の1年間だけ当該手続を忘れていたとは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び当該期間の国民年金保険料の申請免除手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料の免除手続をしていたとするその母親は既に他界しており、証言を得ることができないため、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の免除の手続の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、その母親から、電話や申立人の家に来た時などに、申請免除の手続を毎年行っているというような話を聞いたことがあると主張している。しかし、申立人の平成7年度から10年度までの期間の免除の申請は、申立人の戸籍の附表に記載された住所地からみて、申立人の実家である市において行われたことがオンライン記録により確認できるものの、申立人が当該期間当時居住していた町に住民票を移した平成10年6

月以降においては、申請免除の手続は当該町において行うよりほかないにもかかわらず、当該記載については、当該町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では確認できない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下であることを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年8月まで

私は、昭和48年3月頃に、私の母親から国民年金の加入を勧められたことを契機に、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた横長の細長い納付書に現金を添えて、同事務所の窓口で2か月ごとに納付していた。保険料を納付した際、窓口の職員が、台帳と領収証書に押印していたことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月頃に、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同事務所の窓口で2か月ごとに納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年9月に払い出されたものであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の所持する年金手帳及び申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の被保険者資格の

取得時期は、昭和 54 年 9 月となっていることが確認でき、オンライン記録においても、申立人が、同年前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月頃から 50 年 2 月頃まで
私は、昭和 49 年 10 月頃から 50 年 2 月頃まで、A 社（現在は、B 社）又は C 社（現在は、B 社）に、D 職として勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、当該勤務していた期間に係る記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社又は C 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人は、A 社及び C 社において雇用保険の被保険者となっておらず、両社の複数の元従業員に照会したものの、申立人が、申立期間において勤務していたとの具体的な供述等を得ることはできなかった。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者がいない。

さらに、オンライン記録によると、C 社は昭和 51 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、B 社は、「昭和 51 年より前の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月頃から同年12月頃まで
私は、平成5年7月頃から同年12月頃まで、A社に勤務していた。
年金記録を見ると、勤務していた期間全てが厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「保管している資料において申立人の名前が見当たらないため、申立人の在籍は不明である。」と回答している。

また、申立期間当時の同僚1名は、「A社では、社会保険の加入について、雇用形態によって異なる取扱いをしていた。」と回答している上、別の同僚は、申立人について、「正社員ではなく、厚生年金保険には加入していなかった記憶がある。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、平成 6 年 8 月 1 日に A 社に入社したが、厚生年金保険の記録では、資格取得日が同年 9 月 1 日となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、平成 6 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社の事業主は、「当社が厚生年金保険に加入したのは、平成 6 年 9 月 1 日であり、申立期間においては、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、同僚の一人は、「会社が社会保険に加入するまでに時間がかかると聞いていたので、私は、それまでの期間、国民年金に加入し保険料を納付していた。申立人を含め当時の社員は知っているものと思っていた。」と述べている。

加えて、申立人から提出された平成 6 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。